

# 訂正公告

令和8年4月7日付けで公告した「金木地区治山流域別調査業務」について、以下のとおり訂正する。

令和8年4月16日

分任支出負担行為担当官

津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

<訂正資料>

## 【訂正前】

4. 現場説明書

## 【訂正後】

4. 現場説明書（「10 補正係数について」を追加）

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。